

「ディープテックベンチャーへの民間融資に対する債務保証制度」の 取り扱いを開始！



京都銀行（頭取 安井 幹也）は、2025年3月3日（月）から、経済産業省が実施する「ディープテックベンチャーへの民間融資に対する債務保証制度（革新的技術研究成果活用事業円滑化債務保証制度）」の取り扱いを開始しますのでお知らせいたします。

当行は指定金融機関として、本制度の活用により今後も成長が期待できる企業への積極的な支援を通じて社会課題解決に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

記

1. 「ディープテックベンチャーへの民間融資に対する債務保証制度」について

本制度は、経済産業省に事業計画を認定されたディープテック（大規模研究開発型）ベンチャー企業が、経済産業大臣に指定された民間金融機関から一定の条件で資金調達を行う際に、独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証制度を利用できるものです。

2. 計画認定の要件および債務保証の内容

借入金額	原則 3 億円以上
借入期間	原則 3 年以上
債務保証率	50%
保証期間	運転資金：5 年以内 設備資金：10 年以内 ※中小企業基盤整備機構の保証審査による

3. 取扱開始日

2025年3月3日（月）

以 上

京都フィナンシャルグループでは、「地域社会の繁栄に奉仕する～地域の成長を牽引し、ともに未来を創造する～」という経営理念に基づいた企業活動を行っております。今後も経営理念のより一層高いレベルでの実践である SDGs 達成に向け、地域の社会課題の解決に貢献してまいります。なお、関連するプレスリリースに SDGs の目標のアイコンを明示しております。

